

# 幸手市立西中学校 2019年度 部活動に係る基本方針

## 活動の基本方針

- 各部の責任者（以下「部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行う。
- スポーツ、文化及び科学等に親しませる。
- 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図る。
- 学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、多様な学びの場とする。
- 生徒の自主的・自発的な活動であり、入部・転部・退部等については、生徒の選択を大切にす。

## 指導体制の整備について

- 部顧問は、各部の活動計画及び実績簿を作成し、管理職に提出する。
- 部顧問は、活動計画を生徒及び保護者に配布し、周知する。
- 管理職は、各部の活動内容を把握し、必要に応じて、指導・是正を行う。
- 各部の指導は部顧問を原則とするが、校長の許可を得て部活動指導員等が指導に当たることができる。

## 具体的な活動の進め方について

- 各部の活動の特性を踏まえた、合理的かつ効率的・効果的な指導を推進する。
- 施設・設備・用具などの日々の安全点検を徹底し、異常がある場合には速やかに適切な処置をするなど、部活動における事故防止に努める。
- 運動部活動中にWBGT（暑さ指数）が31℃を上回った場合は、水分補給や塩分補給、適切な休憩の設定など、熱中症予防の措置をとる。
- 学校教育の一環であることを認識し、体罰やハラスメントを根絶する。
- 部費等を徴収する際は、保護者の理解を得るとともに、会計は適切に管理し、年度末には会計報告を行う。

## 適切な休養日等の設定について

- 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。ただし、練習試合、合奏、大会前等、校長が認める場合には、生徒の健康に配慮するとともに、生徒・保護者へ周知し、理解を得た上で活動を許可する。
  - ・平日は、水曜日を休養日とする。
  - ・土曜日及び日曜日は、少なくとも1日以上休養日を設ける。
  - ※週末に大会・コンクール等への参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
  - ※荒天や学校行事その他で練習できない日は、休養日として扱う。
  - ※学期単位で平均し、上記の基準を満たすよう、休養日を設ける。
- 長期休業中の休養日の設定は、上記に準じた扱いとする。
  - また、一定程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- 平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週休日を含む）は3時間程度の活動とする。
  - ※月単位で平日及び休業日（週休日）の練習時間を平均し、上記の基準を満たすよう練習時間を設定する。